

栃木県公安委員会

Tochigi Prefectural Public Safety Commission

令和7年11月・12月の活動状況

【栃木県交通・生活安全安心県民大会】

11月4日（火）、大森亮一委員は、栃木県総合文化センターにおいて開催された栃木県交通・生活安全安心県民大会に出席し、公安委員会を代表して挨拶を述べました。



【警察功労勲章伝達式】

11月5日（水）、佐藤千鶴子委員長は、栃木県警察本部において開催された警察功労勲章伝達式に出席し、公安委員会を代表して祝辞を述べました。



【殉職警察職員・警察協力殉難者慰靈祭】

11月6日（木）、佐藤千鶴子委員長は、栃木県警察学校で挙行された殉職警察職員・警察協力殉難者慰靈祭に出席し、公安委員会を代表して慰靈のことばを述べました。



【全国公安委員会連絡会議】

11月17日（月）、大森亮一委員は、グランドアーク半蔵門において開催された令和7年度全国公安委員会連絡会議に出席し、国家公安委員会委員、全国の公安委員会委員長及び委員と協議をしました。



【栃木県警察柔道大会】

11月20日（木）、紀恵理子委員は、ユウケイ武道館で実施された第70回栃木県警察柔道大会に出席し、公安委員会を代表して挨拶を述べるとともに、試合を視察しました。



【年末特別パトロール】

12月5日（金）、佐藤千鶴子委員は、宇都宮市内のオリオン通り周辺において実施された年末特別パトロールに参加するとともに、年末特別警戒中の交番勤務員を激励しました。



【栃木県警察拳銃射撃競技大会】

12月18日（木）、紀恵理子委員は、栃木県警察学校において開催された第69回栃木県警察拳銃射撃競技大会に出席し、公安委員会を代表して挨拶を述べるとともに、競技を視察しました。



公安委員の声

プロフェッショナルへの期待

栃木県公安委員会 委員 紀 恵理子

私は、本年10月1日付で公安委員に就任しました。元々、法務省で加害者の心理アセスメントや処遇に携わっていたため、連携関係にあった警察について多少は知っているつもりでしたが、公安委員になって改めて、犯罪の未然防止、再犯防止を担う「中核」である警察は、幅広い役割と重い責任を担っていることを実感しています。

警察官は、犯罪の捜査・検挙を始め、多岐にわたる活動を通じて市民の安全安心を維持することに加え、被害者、相談者などの困っている方に対して問題解決や心のケアなどの支援を行ったり、時には加害者に対して再犯防止につながるような働き掛けを行ったりすることが求められます。

つまり、警察官は、被害者にも加害者にも向き合う対人援助職、「プロフェッショナル」なのだと思います。

～被害者の心に寄り添う～

犯罪被害者にとって、警察官は、最初に接する「待ちに待った正義の味方」です。

犯罪被害者は、いやおうなく困難な状況に置かれ、第三者の想像をはるかに超える深刻で多岐にわたる「ダメージ」を被ります。犯罪被害の特質としては、①多様性（罪種、被害状況等によって被害者ごとに異なり多様である。）、②孤立の危険性（被害体験を周囲の人と共有することができにくく、被害者は一人で問題を抱え孤立しやすい。）、③影響の長期化（長期にわたり身体的・精神的な影響を受け、日常生活に支障が生じやすい。）、④二次的被害（周囲の人々や社会の好奇の目、心ない言動や中傷、マスコミの取材などにさらされ、更なる被害を受けることが少なくない。）などが挙げられますが、その他にも、馴染みのない司法手続、経済的困窮など多くの問題に悩まされます。

犯罪被害者等基本法の基本理念では「被害直後から平穏な生活に戻ることができるまでの長期間にわたり途切れることのない支援」の重要性が説かれており、その一丁目一番地に立つ警察官は、被害者一人一人の状況や心情を理解し寄り添おうとする姿勢をもつことが欠かせないので。万が一にも、警察側の対応によって被害者に更なる被害が重なることは断じてあってはなりません。

～加害者の心を知る～

一方、犯罪加害者にとっても、警察官は、最初に接する「再犯防止の助け舟」です。

再犯防止のためには「理解」と「支援」が車の両輪のように必要であると思います。加害者を理解するための視点としては、①「困った人」は「困っている人」（困難を抱え、どうしたら良いか分からずに困っている。特に青少年の非行の理解については重要な視点）、②「何が、どうであれば、再犯しないのか」（反省させれば再犯しない、のではなく、その人の何がどうであれば再犯しないのかという視点）が大事であると考えます。また、立ち直りに必要なことは、本人が更生への決意をして立ち直りに向けた努力をすること、社会が彼らを受け入れることであると言われています。

私の実務経験上、加害者の中には被害体験を有する者も少なくなく、また多くの者は更生したいという気持ちを示していました。本人の更生への決意や努力は、関わる人々の「理解」と「支援」によってより確かなものになります。それだけに、少年の保護手続、成人の刑事手続が進められていくにあたり、警察官がこうした視点をもって加害者と関わることによって、一人でも再犯者を減らすことができ、それは被害者を減らすことにつながるのです。

公安委員として、警察官が「プロフェッショナル」であり続けることができるよう、微力ながらも尽力してまいりたいと思っています。

掲載内容に関するご意見等がございましたら、
下記までお問合せ願います。

警務部総務課（公安委員会補佐室）
〒320-8510 宇都宮市塙田1-1-20 警察本部庁舎
電話番号：028-621-0110（代表）